

吉野川北岸土地改良区（徳島県）の視察研修レポート

視 察 日	平成28年11月8日
視 察 内 容	土地改良区の視察研修（滞納処分について）
土地改良区名	吉野川北岸土地改良区
参 加 者	役員20名、関係機関2名、改良区職員3名

平成28年11月8日（火）徳島県にある吉野川北岸土地改良区に役員・関係機関・改良区職員25名で視察研修を行いました。

吉野川北岸土地改良区は、昭和42年から徳島、香川、愛媛、高知四県がこの吉野川水資源の合理的な利用を図ることを目的として吉野川総合開発計画が進められ、その一環として吉野川北岸農業用水も昭和44年より事業計画がなされ、昭和47年に改良区が設立されました。

吉野川北岸地区の合理的な用水系統を確立するため、東西約69.2kmの幹線水路により地区内に水を導き、水利費の軽減と用水の安定供給を図るとともに、水源施設のない畑、および果樹園にかんがいを行い畑地農業の振興を担われています。

受益面積は6,300ha、関係農家戸数12,790戸により運営が行われています。

【滞納処分について】

吉野川北岸土地改良区では、平成6年以降滞納処分により預金、土地等の差押を134件実施し、滞納処分の手続きの流れ、差押の手順、直面した課題等について説明して頂きました。

説明を受けたあと、加古川西部からは「土地の差押後の換価について」「賦課猶予について」「延滞金について」質問を行い、丁寧に回答いただき今後の運営に役立つ有意義な時間を過ごすことができました。

【現地視察について】

施設の視察として「野村谷チェック工」の見学を行いました。幹線水路延長69.2kmと東西に長く、加古川西部に比べ維持管理が大変なのではと意見がありました。

最後に、吉野川北岸土地改良区の皆様には約2時間半にわたり親切丁寧な説明をして頂き、当土地改良区役職員としましても非常に実りの多い研修ができたと考えています。

研 修 状 況

